~中小企業のベストパートナー~

令和元年 9 月 20 日 千葉県信用保証協会

令和元年台風 15 号による災害に係る 「経営安定関連保証 (SN4号)」の指定について

この度の台風15号で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和元年9月20日付け経済産業省告示第89号により中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による災害及び地域が指定されたことに伴い、協会制度の「経営安定関連保証(SN4号)」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

なお、9月17日より取扱いを開始している「緊急短期資金保証(令和元年台風第15号による災害)」と併せて利用することが可能です。

記

制度名	経営安定関連保証 (SN4号) (台風15号による災害)
対象者	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
資金使途	運転資金および設備資金
必要書類	市区町村長(※1)の認定書 ※2
保証限度額	2億8,000万円以内(組合4億8,000万円以内)
保証期間	運転資金 10 年以内 (据置 1 年含む)、設備資金 15 年以内 (据置 1 年含む)
返済方法	原則として、分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年 0.80% ※会計参与設置会社の場合は 0.1%の割引があります。
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和元年9月20日(金)~令和元年12月19日(木)
申込先	最寄りの取扱金融機関

※1 告示にて指定された地域(45市区町村)

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

※2 認定基準

①指定地域で1年以上継続し事業を行っている

②台風 15 号の影響を受けた後、最近 1 ヵ月の売上高が前年同月比で 20%以上減少し、かつその後 2 ヵ月を含む 3 ヵ月間の売上高が前年同月比で 20%以上減少することが見込まれること

なお、台風被害による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口(特別相談窓口)】

本店

Tel 043-221-8111

松戸支店 Tm 047-365-6010

< お問い合わせ> 千葉県信用保証協会 業務企画課 清水・菅野 Ta、043-221-8185